（認定事業適応関連措置）

第七条　法第二十一条の十七第一項第一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置（研究開発、情報技術を活用するために必要な投資又は生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）若しくは需要開拓商品生産設備（法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備をいう。）の導入に該当するものを除く。）であって、その実施に長期資金（資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条において同じ。）の借入れを必要とするものとする。

一　予見し難い経済社会情勢の変化に対応するために必要な投資

二　エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資

（事業適応促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用）

第八条　事業適応促進円滑化業務（法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。）が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

（事業適応促進業務に係る指定金融機関）

第九条　法第二十一条の十九第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　株式会社日本政策投資銀行

五　信用金庫及び信用金庫連合会

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第一号、第十八条第七号及び第二十条第一号において同じ。）

八　農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第八号及び第二十条第三号において同じ。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第八号及び第二十条第三号において同じ。）

九　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）

十　農林中央金庫

十一　生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。第十一条第一号において同じ。）

（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律）

第十条　法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　農業協同組合法

二　水産業協同組合法

三　中小企業等協同組合法

四　協同組合による金融事業に関する法律

五　信用金庫法

六　長期信用銀行法

七　労働金庫法

八　銀行法

九　保険業法

十　農林中央金庫法

十一　株式会社日本政策金融公庫法

十二　株式会社商工組合中央金庫法

十三　株式会社日本政策投資銀行法

十四　産業競争力強化法

（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知）

第十一条　主務大臣は、法第二十一条の十九第一項の規定による指定、法第二十一条の二十一第一項の認可、同条第二項若しくは法第二十一条の二十四の規定による命令若しくは法第二十一条の二十六第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し（以下この条において「処分」と総称する。）をしたとき、又は法第二十一条の二十五第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は当該届出を行った指定金融機関（法第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一　銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会及び生命保険会社　内閣総理大臣

二　労働金庫及び労働金庫連合会　内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫　農林水産大臣及び内閣総理大臣

四　株式会社商工組合中央金庫　経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣

五　株式会社日本政策投資銀行　財務大臣（株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法第九条第一項の承認を受けた場合にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第八号中「規定する中小企業者」を「掲げる者」に改める。

第二条第四項第三号中「除く」の下に「。第五条第二項第三号において「社会福祉法人」という」を加え、同項第四号中「除く」の下に「。第五条第二項第四号において「特定非営利活動法人」という」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二条第二項第二号の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

第三条中「第二条第四項第三号」を「第二条第三項第三号」に改める。

第四条を次のように改める。

（特定事業者の範囲）

第四条　法第二条第五項第四号に規定する政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号に規定する政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。

一　ソフトウェア業

二　情報処理サービス業

三　旅館業